

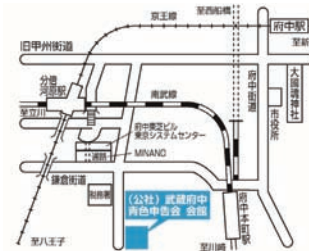
青色ニュース

aoiro news

[暮らしと税を結ぶ情報紙]

第85号(初夏号) 平成27年6月11日

会員数2015年5月18日現在	
府 中 支 部	2,853名
調 布 支 部	1,873名
柏 江 支 部	589名
歯科医師部会	54名
農 業 部 会	365名
医 師 部 会	8名
税理士部会	40名
地 区 外	406名
準 会 員	442名
合 計	6,630名



発行・編集 公益社団法人武蔵府中青色申告会
編集責任者 戸井田 喜良

〒183-0027 東京都府中市本町 4-15-22
042-362-8466 <http://www.aokai.or.jp>

青色申告のあらまし

同じ記帳をするなら**特典のある青色申告**が**お得！**

青色申告の3大特典

青色申告特別控除

最高65万円(または最高10万円)

青色事業専従者給与

純損失の繰越控除

青色事業専従者給与

事業主と生計を一にする親族が事業に専従している場合、支払う給料が全額必要経費になります(事前届出が必要)。

青色申告特別控除

65
万円

事業所得者や、一定規模以上の不動産所得者が、取引を正規の簿記の原則により記帳し、期限内に損益計算書と貸借対照表を確定申告書に添付して提出したとき(最高)。

10
万円

簡易簿記で記帳したときや、小規模な不動産所得者など(最高)。

純損失の繰越控除・繰戻還付

繰越
控除

所得が赤字(純損失)になった場合、赤字金額を次の年から最長3年間、各年分の所得金額から控除できます。

繰戻
還付

赤字金額を繰り戻して前年分の所得税額の還付を受けられます。

青色申告会が
しっかりアドバイ
スいたします。



パソコン会計

振替伝票、総勘定元帳に試算表、損益計算書、貸借対照表…
めんどろな記帳や転記も会計ソフトを使えばラクラク。青色申告会がサポートいたします。

青色申告会事業内容

青色申告会はさまざまな会員サービスを提供します

記帳・決算指導

- 開業時はもちろん、毎日の帳簿のつけ方や正しい決算の仕方まで、全力でサポートいたします。
- 源泉徴収や年末調整、パソコン会計もしっかりフォロー。ぜひ青色申告会におまかせください。

*ご注意ください

当会ご利用の際、料金がかかります

※確定申告指導は、東京税理士会武蔵府中支部の協力を得て行っております

研修会・説明会

- あなたのビジネスに役立つ複式簿記、改正税法の研修会や、会計ソフトの説明会等を随時開催しています。

e-Tax送信サポート

- 青色申告会はe-Tax(国税電子申告・納税システム)を推進しています!

会員福利厚生・コミュニケーション

- 小規模企業共済制度など、事業主や従業員のための、国の退職金制度を取り扱っています。
- 個人で加入するより割安な共済制度や

各種保険のご案内をしています。

- 旅行やレクリエーションを開催しています。
- 会員さんはいろいろな業種の集まりですから、交流が広がります。



専門家による無料個別相談会

- 税務相談
法人設立、相続や贈与、土地の譲渡など税金に関わることに税理士が応じます。
- 法律相談
契約に関するトラブル、債権取立て、遺言の作成方法、相続についてなど法律に関わることに弁護士が応じます。
- 融資相談
運転資金など融資に関わることに日本政策金融公庫融資担当者が応じます。
※4月より毎月1回
予約制です。詳しくは中面をご覧ください。



融資制度の紹介

- 日本政策金融公庫や地元の金融機関の、低金利でお得な融資制度を紹介いたします。

労働保険

従業員(家族以外)を雇ったら労働保険に加入しなくてはなりません。

めんどろな加入の手続きから労働保険料の納付、申告を事務委託できます。

一人親方労災(建設業)

建設業で働く個人事業主や法人役員のための労災保険です。いつでも加入できます。

アフラックの保険

がん保険・医療保険など充実のラインナップで家族の生活を守ります。割安な団体保険料の適用がうけられます。個人での加入の方も団体扱いに切り替えができます。

火災共済・自動車共済

安心でお得な火災共済。自動車共済は、団体割引により20%掛金がお得。さらに火災共済は無事故の場合に継続すると余剰金の還元もあります。

青色旅行(国内)

地元出発でらくらく参加。毎回見どころ満載でたいへん好評です。参加された方は次回から「ご常連」に。全行程添乗員、食事付きで安心してご参加いただけます。



税制改正運動

- 国税や地方税制について、個人事業者の立場から改善を要望しています。

税の啓蒙、地域貢献活動

小学生のための租税教室や、講師を招いて行われる公開勉強会などを開催して税の啓蒙、地域貢献活動を行っています。

この機会にぜひ青色申告会にご入会ください

- ☒ こんど開業するんだけど…
- ☒ 青色申告をするには?
- ☒ 記帳?決算?一体何をしたらいいの?
- ☒ 会計ソフトを覚えたい!
- ☒ 白色申告の記帳って?
- ☒ 消費税はどう変わるの?

CHECK!

青色申告会にはお悩みを解決する
具体策があります!

公益社団法人 武蔵府中青色申告会

〒183-0027 府中市本町4-15-22

TEL 042-362-8466

FAX 042-333-0687

URL <http://www.aokai.or.jp>

Eメール info@aokai.or.jp

青色申告会

第3回

「小学生の税の書道展」開催のお知らせ

府中市・調布市

青色申告会では、書道を通じて税を学び、税の大切さを知ってもらうことを目的として、府中市・調布市の小学校に在学する4年生から6年生の児童を対象に本年も「小学生の税の書道展」を開催いたします。皆様からの多数のご応募をお待ちしております。

【府中市】会場 府中グリーンプラザ
展示会…12月12日(土)～13日(日)
表彰式…12月13日(日)

【調布市】会場 未定
展示会…11月14日(土)～15日(日)
表彰式…11月15日(日)

詳しくは、夏休みの前に各小学校からご案内いたします。



ご参加下さい!

これであなたも経済博士!大人も子供も楽しく学べる!!

経済ゲーム大会

青色申告会では租税教育の一環として小学生を対象に経済ゲームを行っています。ルールはとても簡単!この夏休みは経済ゲームに挑戦して経済博士を目指してみたいかがでしょうか!お子さんやお孫さんを誘って奮ってご参加下さい。



日 時 平成27年8月下旬開催予定
場 所 武蔵府中青色申告会館2階「大会議室」
参 加 費 無料

詳細は、当会ホームページに6月下旬掲載予定

☎042-362-8608 先着40名(小学生対象)

※お子様だけの参加はご遠慮下さい。保護者同伴をお願いします。
※電話番号はお間違えないようおかけ下さい。

公益社団法人武蔵府中青色申告会女性部・青年部

予告

1「親子租税学習ツアー」

今年も青色申告会では「親子租税学習ツアー」を7月22日(水)に開催します。
このツアーは今年で8回目の開催で、参加された児童・保護者の皆様からは、「遊びながら税金の学習ができてとても良かった」、「子供の頃から税金に対して正しく理解することの大切さが分かりました。」などの感想をいただいております。
今年もタックススペース上野などにて楽しく学習する予定です。詳細は当会ホームページ、各市広報、市内各小学校にてご案内予定ですのでご覧ください。

●参加費(予定) 大人2千円 児童千円

マイナンバー（社会保障・税番号） 制度の概要について



- マイナンバーは、家族の分も含めて大切に保管！
- 来年1月から、税・社会保障の書類にマイナンバーを必ず記載！
- 従業員や取引先の個人番号は、厳格に管理！

◆番号制度とは？

- ※個人及び法人に対して、唯一無二の番号を付番し、それによって、
 - 1. 個人番号や法人番号を活用して、効率的に情報管理・利用及び迅速な情報の照会をすること
 - 2. 手続の簡素化により国民の負担を軽減すること
 - 3. 個人番号を含む個人情報（特定個人情報といえます。）の適正な取り扱いを確保すること
- が、番号法の目的とされています。
- ※平成27年10月以降番号の通知が行われ、平成28年1月以降番号利用が順次開始されます。
- ※税分野では、申告書や法定調書など、税務署に提出する税務関係書類に個人・法人番号を記載することによって、税務行政の効率化及び納税者サービスの向上などが期待されています。

◆個人番号とは？

- ※住民票を有する全ての者に対して、1人1番号の個人番号を住所地の市町村長が指定します。氏名、住所、生年月日、性別及び個人番号を記載した「通知カード」により通知されます。原則として、一度指定された個人番号は生涯変わりません。
- ※個人番号は社会保障、税・災害対策の分野に、利用範囲が限定されています。
- ※番号法に規定する場合を除き、他人に個人番号の提供を求めることは禁止されています。本人から個人番号の提供を受ける場合には、行政機関等が番号法に基づいて、個人番号カードの提示を受ける等の本人確認を行うことが求められています。

◆個人番号カードとは？

- ※表面に氏名、住所、生年月日、性別（基本4情報）と顔写真、裏面に個人番号が記載されています。

◆法人番号とは？

- ※国税庁長官が、法人等に対して、13桁の法人番号を指定し、登録上の本店所在地に、書面で通知します。
- ※法人番号は原則公表され、法人等の基本3情報（1. 商号又は名称、2. 本店又は主たる事務所の所在地、3. 法人番号）の検索、閲覧可能なサービスをインターネットを通じて提供することを予定しています。
- ※利用範囲に限定はなく、民間での自由な利用も可能です。

◆国税分野での利用は？

- ※納税者等は、確定申告書等の税務関係書類に個人・法人番号を記載することが求められることとなります。
 - 1. 所得税…平成28年分の申告書から
 - 2. 法人税…平成28年1月以降に開始する事業年度に係る申告書から
 - 3. 法定調書…平成28年1月以降の金銭の支払に係るものから
- （※）法定調書の対象となる金銭の支払を受ける者等の番号も記載する必要があります。
- ※個人番号が記載された申告書等を提出する際には税務署等で本人確認をします。また、法定調書提出義務者においても、金銭の支払を受ける者等の本人確認を行うことが必要となります。

マイナンバー制度導入への準備と対策

◆マイナンバー制度とは

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、マイナンバー法）」が2013年5月に国会で成立しました。これにより、国民一人ひとりに12桁のマイナンバーが割り当てられ、年金・医療・介護などの社会保障や、各種税金、災害対応時など、様々な場面で利用されることになります。

マイナンバーの付番と通知は2015年10月から行われ、2016年1月から順次利用開始されます。会社では、利用開始までに全従業員のマイナンバーの確認と管理をする必要があります。

◆特定個人情報に関する保護措置

個人情報のうち、内容にマイナンバーを含むものを特定個人情報といえます。この特定個人情報の取扱いについて、マイナンバー法では厳格な保護措置を定めています。例えば、利用範囲は限定的に定められ、原則として源泉徴収票や社会保険などの行政機関に行う手続き以外で利用することはできません。本人の同意があったとしても法律で定められたもの以外では利用できません。

安全管理措置としては、特定個人情報を扱う区域への入退室管理の強化などがあり、入退室ドアのICカード化やナンバーキー化が推奨されています。盗難や漏洩の防止策としては、施錠できる書庫やキャビネットへの保管、データの暗号化などが挙げられます。また、これらの物理的安全管理措置以外に、人的安全管理措置が必要になります。マイナンバーの管理は人が行うものですから、

担当者への教育や指導を行っていくことが大切です。

◆情報漏洩等に対する罰則の強化

マイナンバー法は個人情報保護法の特別法として位置づけられており、特定個人情報を管理・利用する際の情報漏洩等に関しては、より重い罰則が定められています。マイナンバー法と個人情報保護法との違いは下表の通りです。

行 為	マイナンバー法	個人情報保護法
個人番号利用事務等に従事する者が、正当な理由なく特定個人ファイルを提供	4年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金、併科	—
上記の者が不当な利益を図る目的で個人番号を提供又は盗用	3年以下の懲役もしくは150万円以下の罰金、併科	—
委員会から命令を受けた者が委員会の命令に違反	2年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金	6年以下の懲役もしくは30万円以下の罰金
上記の者が虚偽の報告や資料提出、検査の拒否妨害など	1年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金	30万円以下の罰金
偽りその他不正の手段により個人番号カードを取得	1年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金	—

罰則には両罰規定が定められているものもあり、会社と従業員の両方が責任を問われる場合があります。マイナンバー制度の導入に向けて、まずは会社の体制づくりを進めましょう。



マイナンバー

◆マイナンバー（社会保障・税番号）制度のコールセンター

【開設日】平成26年10月1日（水）
【電話番号】0570-020-0178
【電話窓口】0570-020-0178
【英語窓口】0570-020-0291

※英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語で対応
【対応時間】平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）
※詳しくは内閣官房ホームページをご覧ください。

おむね55歳からの人材確保はお任せください！「いきいきワーク府中」

◆求人のご相談から募集までスピード対応◆

- 求人条件の設定と紹介 ●高齢者の雇用及び助成金・奨励金等の相談

東京都と府中市からの助成と支援、無料で安心！

無料職業紹介所「いきいきワーク府中」
☎042-336-4871
府中市府中町2-25-1 中央文化センター5階
利用日 毎週月～金曜日（祝日、年末年始、休館日を除く）
時間：午前9時～午後5時



前期(6/1～8/31)記帳確認を利用してください

帳簿の健康診断

1. ご持参ください
①今年の帳簿
または
やよい会計のデータ
②昨年の決算書

2. 今年の申告はよりスムーズに！
帳簿の健康診断を受けた方限定！
申告期も
らくらく
優先予約

手書き帳簿の方限定サービス

減価償却計算サービス

減価償却は当会のシステムでらくらく自動計算！

大家さん家賃台帳作成サービス

家賃台帳も当会のシステムでらくらく自動印刷！

6月～8月の個別記帳指導会のお知らせ

月 日	会 場
6月12日(金)	狛江市商工会2階「会議室」
6月15日(月)	調布市文化会館たづくり6階「601会議室」
6月24日(水)	調布市文化会館たづくり6階「602会議室」
6月25日(木)	狛江市商工会2階「会議室」
6月26日(金)	JAマインズ 神代支店経済センター倉庫2階「会議室」
7月 2日(木)	調布市文化会館たづくり6階「601会議室」
7月 9日(木)	狛江市商工会2階「会議室」
7月23日(木)	狛江市商工会2階「会議室」
7月30日(木)	調布市文化会館たづくり6階「601会議室」
8月19日(水)	狛江市商工会2階「会議室」
8月20日(木)	調布市文化会館たづくり11階「1103学習室」
業務時間 午前10時～午後4時 ※各施設の開館時間より早くお越しただいても入館できません。 ※各会場とも車でのご来場はご遠慮ください。 ※各会場とも混雑の状況により受付時間を早めに終了させていただく場合もございます。	
青色申告会からのお知らせ！ ◆各会場とも駐車場が手狭なため、車でのご来場はご遠慮ください。 ◆各会場とも午前10時～午後4時（12時～1時 昼休み）です。受付は午後3時30分頃までをお願いします。 青色会館（事務局）では平日いつでもお気軽に。 ◆上記の日程の他、事務局では、随時記帳指導等をいたしますので、ご利用ください。 ◆事務局業務時間 午前9時～午後5時（12時～1時 昼休み） 土曜、日曜、祭日休業（下記予約制指導日を除く） ◆事務局の受付は、午後4時30分までです。混雑の状況により受付を早めに終了する場合もございますのでご了承ください。 青色申告会会員カード提示のご協力をお願い！ ◎当会及び指導会場にお越しの際は、会員証をご持参ください。ご協力をお願いします。	

会員限定!! 土曜の予約制個別記帳指導会のお知らせ
～隔月の第2土曜日は予約制にて指導を行います～

会員の皆様より希望の多かった土曜の記帳指導等の業務を行います。
平日の記帳指導会をご利用になれない方は、是非ご利用ください。

開催日	内 容
6月13日(土)	場所：武蔵府中青色申告会館 (所在地：府中市本町4-15-22) 時間：下記の①～⑦で都合の良い時間帯にご予約ください。 ① 9:00～ ②10:00～ ③11:00～ ④13:00～ ⑤14:00～ ⑥15:00～ ⑦16:00～
8月 8日(土)	
10月10日(土)	
12月12日(土)	※土曜日の指導は、ご予約の方以外はご利用になれませんのでご注意ください。

※完全予約制となります。希望される方は、お電話にてお申し込みください。 ☎042(362) 8608

もし申告書に誤りが見つかったら

提出した確定申告書に誤りが見つかった場合は早めに手続きをしましょう。

- ①訂正により税金が増えるとき「修正申告」
修正申告書に訂正内容をわかるようにして提出します。
- ②訂正により税金が減るとき「更正の請求」
更正の請求書に訂正内容の事実を証する書類を添付して提出します。

税務署で請求内容を確認した後納めすぎた税金は還付されます。

平成23年12月2日以後に申告期限が到来するものは5年以内となりました。（ただし上記以外のものは申告期限から1年以内に限られています。）

更正の請求書には「事実を証明する書類」の添付が明確化されました。

※手続きなどご不明な点は事務局までお気軽にお問い合わせください。



今後の行事予定

■ 6月		
12日(金)	19:30～	青年部第2回理事会(青色会館)
13日(土)	10:00～	予約制個別指導会(青色会館)
19日(金)	10:00～	何でも相談会(青色会館)
22日(月)	10:00～	会長会計会議(青色会館)
22日(月)	18:00～	事業委員会(青色会館)
■ 7月		
1日(水)	16:00～	記念事業実行委員会(青色会館)
1日(水)	18:00～	総務委員会(青色会館)
7日～ 8日(火～水)		役員研修旅行
14日(火)		青年部夏季懇談会
16日(木)	18:00～	事業委員会
22日(水)		親子租税学習バスツアー
22日(水)	18:00～	正副会長会議(青色会館)
24日(金)	10:00～	何でも相談会(青色会館)
29日(水)	14:00～	理事会(青色会館)
29日(水)	16:30～	指導税制委員会(青色会館)
■ 8月		
7～ 9日(金～土)		府中市商工まつり(大國魂神社境内)
8日(土)	10:00～	予約制個別指導会(青色会館)
28日(金)	10:00～	何でも相談会(青色会館)



資料提供を お待ちしております

.....
会員レク、支部等行事のお宝
写真を探しております。
ご提供を御待ちしております。
.....
詳しくはお電話で...
042-362-8466

創立50周年記念事業の一環として、当会では貴方と振り返る記念誌を作成します。

お手元にありませんか？
お宝写真
ご提供のお願い！

青色申告会からのお知らせ

個人事業主の方へ 源泉税個別指導会開催 (7月10日)

給与を支払っている事業所で6か月毎の納付の特例適用を受けている場合は1月から6月までの徴収分を7月10日までに納付することになっています。
25年1月より源泉徴収税額が変更されています。納付の前に必ずご確認ください。
※源泉所得税額がない場合も（給与支給があれば）納付書の提出が必要です。
期日の7月10日まで事務局および指導会場をご利用ください。
持参するもの
①扶養控除等の申告書
②源泉徴収簿
③源泉税納付書



源泉徴収制度

事業主が従業員・青色事業専従者・アルバイトに給与を支払った場合、その支払った給与に対して、その都度所得税の源泉徴収をし、国に納付することです。（原則として給与を支払った月の翌月の10日までに納付）

●納期の特例制度について

給与の支給人員が常時10人未満の事業主は、前もって申請することで半年分ごとにまとめて源泉税を納めることができる「納期の特例制度」の利用ができます。

1～6月までの徴収分の納期は7月10日です。

※源泉所得税額がない場合も給与の支給があれば、納付書の提出が必要です。お気軽に事務局や指導会場をご利用ください。

持参するもの：①扶養控除等の申告書 ②源泉徴収簿 ③源泉税納付書

所得税の予定納税（第1期分）

●予定納税とは

前年分の所得金額や税額などをもとに計算した金額（予定納税基準額）が15万円以上である場合、その年の所得税の一部をあらかじめ納付する制度です。

予定納税額は、税務署から6月15日までに書面で通知されます。

●納税する額は

予定納税基準額の3分の1の金額を7月（7／1～31）と11月（11／1～30）に納めることになっています。

●予定納税の減額申請

業績不振や災害などの理由により、その年の6月30日の状況で所得税の見積額が予定納税基準額より少なくなる方は7月15日までに税務署に「予定納税の減額申請書」を提出されれば予定納税は減額されます。

●予定納税の納付

第1期分期限は7月31日です。なお口座振替をご利用の方は残高を前日までにご確認ください。（納付が期限に遅れますと延滞税がかかる場合があります。）

●納期限を守りましょう！

税のカレンダー

●口座振替を利用しましょう！

■ 6月	
【地方税】	・個人住民税第1期納付
■ 7月	
【国 税】	・源泉徴収税(特例適用対象者)(10日まで) ・所得税予定納税減額承認申請(15日まで) ・所得税予定納税第1期納付(31日まで)
【地方税】	・固定資産税及び都市計画税第2期納付
■ 8月	
【地方税】	・個人住民税第2期納付 ・個人事業税第1期納付



事務局からのお願い 青色申告会にお届けのご住所、お名前、お電話番号などの変更がある方は必ず事務局までご連絡下さい。

青色申告会 無相談 要す。お宝写真もらまはな電話ぐたつる。 ☎042-362-8608 〒183-0027 府中市本町4-15-22

イタリア食堂 Vino uno

地元狛江の安全新鮮な地場野菜と魚介類をふんだんに取り入れ、旬の食材で美味しく食べられるレストランです。野菜が美味しい！と実感できます。石窯で焼き上げる本格ピザも人気。宝石のようなパン「クーボ」は中に本格的なディナー食材やスイーツが入っていてとっても美味しい！お土産にも最適です。

03-3430-4884

ランチ 11:30～14:30 (L.O.14:00)
ディナー 17:30～21:30 (L.O.21:00)
定休日 月曜日（月曜祝日の場合、火曜休み）
月1定休日の場合もあり



狛江の野菜作り 小町さんの畑

狛江では宅地化が進み、農地が年々減少気味です。しかし都市型の農地の重要性は誰もが必要としています。そんな中、農業を営む小町寛行さんは、あらゆる野菜作りに挑戦、サラダそら豆のファーベやヨーロッパで洋菓子に使われるルバーブなど、なかなか手に入らない野菜を作っています。イタリア食堂ビーノウノさんへ納品されている野菜の中にも小町さんの作った野菜がたくさん、顔が見える関係は安心です。夏には挽ぎたてきゅうりやトマトを畑の前で直売します。（月水金14時半～直ぐに売り切れてしまうのでお早めに）



ルバーブは落の様な茎を煮て料理などに

大好評♪
府中市商工まつり
調布市商工まつり
狛江市民まつり
に参加します
地域で実施されるイベントに参加し、税金クイズや1億円の重宝体験等で租税教育の推進及びPRを行っています。
是非お立ち寄りください。
●府中市商工まつり
8月7～9日
●調布市商工まつり
10月11～12日
●狛江市民まつり
11月15日

Aoiro Sanpomichi 府中・調布・狛江 あおいろ散歩路

ちょっと気になる話題や気になる小径

Vol.15 小田急 狛江駅周辺
狛江古墳群をめぐる



古墳が多い多摩川流域。中でも都内最多を誇る狛江古墳群。5世紀半ばから6世紀半ばに権勢を誇った多摩川中流域の首長たちが眠る…閑静な住宅街に点在する狛江古墳群を探しに歩いてみませんか？

知られざる古代をイメージして

古墳はその時代の貴族や地方の豪族など当時の支配者またはそれに準じる身分の高い人を葬ったものです。狛江市に眠っている古墳からその人物像はどうだったのか想像膨らませてみました。出土品は豪華な副葬品が数多く出土しているということ。また、帆立貝形という特徴的な形態などから畿内王権との関りがあるのでは、とも考えられているそうです。そんな古代を想像しつつ史跡散策。狛江市観光マップを狛江市役所でゲットしましょう、マップには史跡ポイントがぎっしり明記してあります。市役所内では出土された古墳が一部展示されているので、予備知識に最適です。

今も秘める狛江百塚

伊豆美神社東南の住宅地に囲まれ



た中にある亀塚古墳は6世紀中ごろの大型の円墳で、「狛江百塚」と言われた古墳群のおもかげを伝えています。直径約36mの墳丘の周りに幅11mの溝がめぐらされていたことが調査の結果解り、保存状態が良く昭和50年、都の史跡に認定されました。

しかし狛江市は都心部への交通の便の良さから、1965年頃以降急速に宅地化が進んだため、古墳群の実態は未解決である。ゆえに、歴史を変えるような新発見が、未だ地中の中に眠っている可能性があるということなのですね。

狛江古墳群、最大の規模

狛江古墳群最大の規模の亀塚古墳へ向かう。密集した住宅地のどこに最大規模?と思うや否や、個人宅の塀に亀塚古墳のサインが。なるほど、解りづらく、場所を聞かれることもあるのでしょうか、優しい住人の気持ち伝わってきます。



民家に挟まれつつも記念碑だけが立つ亀塚古墳は、刀や武具、ガラス玉などの装飾品、銅鏡や馬具などの豪華な副葬品が多く出土したそうです。

こんもりした小さな小山に記念碑があります



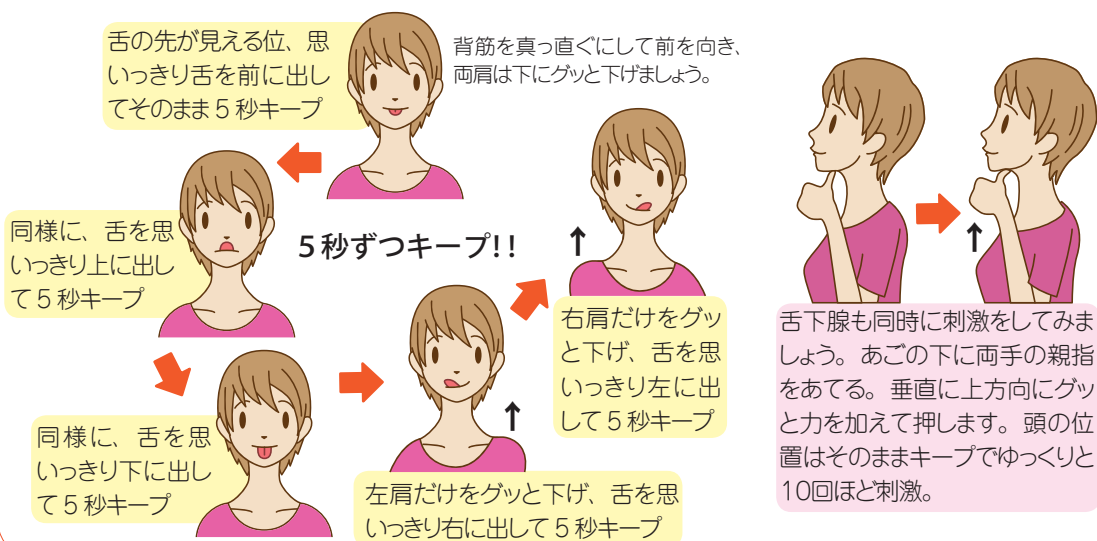
古代は、多摩川の河口であった狛江市は魚貝など豊富な河川の幸があり恵まれた土地で、古墳時代にはとても栄えていたことが解る集落遺跡もあったそうです。歩きながら平地の狛江に古墳がたくさん出土したことも納得がいきますね。古代人をイメージして散策してみてもどうでしょうか。



**狛江古代カップ第25回
多摩川いかだレース記念大会**
開催日 2015年7月19日(日)
※雨天順延7月26日(日)
コース 多摩川五本松～宿河原堰手前
毎年、多くの参加者で賑わう「いかだレース」子どもから大人まで大いに楽しめる、究極の水遊びを観戦しに狛江市多摩川緑地公園へ！

疲れた身体をクイックチャージ

舌を動かしながらできる簡単ストレッチです。お口周りのストレッチで若返り！？



朗報!! 青色申告会の記帳サポート

記帳がツライ方...

システム利用の特典

- 専任職員がサポート
- 専用科目印進呈!
- 使用する伝票は無償支給

システム利用の費用

別途費用をお預かりします。

手書きでは難しかった青色申告
特別控除65万円が使えます!

青色申告会は
いろいろメリットがあって、
嬉しいですね!



記帳代行システムご利用のメリット!!

- ⇒ 青色申告特別控除65万円で所得税・住民税・国民健康保険がぐっと安くなります
- ⇒ ご自分でパソコン入力が必要ありません
- ⇒ お客様専任の担当職員がサポートいたします
- ⇒ 確定申告期もラクラクスムーズ

会員様作成

- ・会員の方は日々簡単な伝票記入をするだけ!

青色申告会処理

- ・青色申告会の記帳システムで正確で迅速な処理。

帳簿作成

- ・翌月には全ての帳簿や試算表を印刷してお渡し。

お申込み先: 公益社団法人 武蔵府中青色申告会
〒183-0027 東京都府中市本町4-15-22

電話 042-362-8466

いつでもお気軽に
ご相談下さい。
詳しくご案内させていただきます。

編集後記

早いもので私がサラリーマンから個人事業主に転身して8年を迎えます。入会してからは地元の先輩自営業者からのお誘いがあった。営業ですが、税務の話になると疎い人間で、汗が出るほど。渡りに船でした。その先輩も今では青年部の部長を経験されています。世代が中心になつて、次世代が中心になつて、私共青色申告会でも学んだ知識や経営計画、販路開拓方法など、頂いた縁をしっかりと継承してまいりたいと思います。

そこで、この度青年部で「異業種交流会」を開催したいと思っております。代が中心となります。今後の30代、40代、50代の発掘やビジネスパートナーの初参加者も営業側のお手伝いも大歓迎です。8月下旬開催予定の他、詳細は事務局までお問い合わせください。高橋裕二